

退学

内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、学籍を喪失し、玉川大学の学生ではなくなります。

●退学の期日

原則として、「退学願」を提出した月の月末

■「退学願」の提出方法

		受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
退学	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証 通学証	授業運営課にて指示
	懲戒	学則第37条 (p.283) 参照			

玉川大学学則

〔附〕p.280～287

*当該学期の授業料等納付金が入納されていない場合は、依願退学の手続きができません。この場合、納入期限を待って除籍となります。

●学費の取扱い

退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

《書き方見本》

書類の作成日を記入

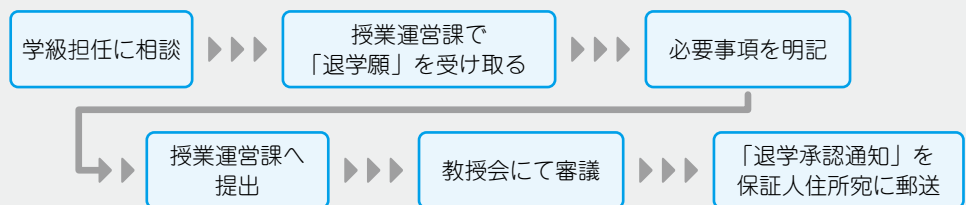
学生本人が自筆すること

保証人本人が自筆すること

印鑑は別々の物を使用すること。なお、簡易印鑑（シヤチハタ等）は使用不可。

退学理由（詳しく明記すること）

《退学手続きの流れ》



* 学生証と通学証を返却